



■ 住宅改修費の支給は、自宅でのよりよい暮らしのための制度です

要介護（要支援）の認定を受けた方が、住まいの環境を整備することにより、暮らしの安全性を高め、体への負担を軽減するとともに、「できない」ことが「できる」ようになり、心身の状態が改善されるよう促すことを目的としています。自宅内への手すりの取り付けや、段差解消など、小規模な改修を行ったとき、改修費用（上限20万円）のうち9割を支給する制度です。

【例】10万円の改修を行った場合、9万円は介護保険から支給、1万円は自己負担となります。

● 住宅改修費の支給対象となる改修

工事の種類	内容の例
① 手すりの取り付け	・廊下、階段、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などへの手すりの取り付け
② 段差の解消	・廊下、便所、浴室、玄関など各室間の床の段差の解消 ・玄関から道路までの通路などの段差または傾斜の解消
③ 床材や通路面の変更	・畳から板製床材、ビニル床材などへの変更 ・浴室床材をすべりにくい床材へ変更 ・通路面をすべりにくい舗装材へ変更
④ 扉の取り替え	・開き戸を引き戸・折戸・アコーディオンカーテンなどに取り替え ・扉の撤去・ドアノブの変更・戸車の設置など
⑤ 便器の取り替え	・和式便器を洋式便器へ取り替え
⑥ その他①から⑤の改修に伴つて必要となる工事	・手すり取り付けのための壁の下地補強工事 ・便器の取り替えに伴う給排水設備工事（水洗化に係る工事は除く）など

※上記以外の住宅改修や新築などは対象外です。

※改修できる住宅は介護保険証の住所地に限られます。

● 住宅改修は「事前申請」が必要です

支給を受ける場合、ケアマネジャーに相談し、住宅改修の工事をする前に理由書・見積書・見取り図・写真などの必要書類を添付して町に申請し、改修内容の審査を受ける必要があります。

町が要介護（要支援）認定者の心身の状況や住宅の状況などから、改修が必要と認めた場合に限り、住宅改修費を支給します。

● 支払方法は2つから選択できます

- ① 償還払い 申請者が、住宅改修にかかった費用の全額を事業者に支払ったのち、町から支給する9割分を受け取ることができます。
- ② 受領委任払い 申請者が、住宅改修にかかった費用の1割を事業者に支払ったのち、残りの9割を、利用者の委任に基づき、町から事業者に支払います。

介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを～安心で便利な口座振替を！～

【お問い合わせ】本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)